

# 道路管理事務に携わる職員のスキルアップ 等にむけた取り組みについて

～「道路管理事務実務研究会(ARMS)」の運営と成果について～

国土交通省 九州地方整備局 道路部 路政課

## 1. はじめに

道路の維持管理に求められるニーズは多様化し、道路管理に携わる職員を取り巻く環境は、年々変化しています。

道路管理事務は複雑化し、業務量も増加していく中、九州地方整備局においては、本局と道路関係全事務所が一体となり、事務の一層の合理化、円滑化、簡素化等を積極的に推進するため、道路管理上必要な事務改善事項を策定及び検討し、併せて、道路管理事務従事職員の執務水準の向上はもとより、魅力ある事務を創出する等職場の活性化に寄与することを目的として、平成6年に「道路管理事務実務研究会（略称：ARMS<sup>アームス</sup>）」を設置し、活動を始めてから20年が経過しました。

ARMS : Amelioration of Road Management System

直訳すれば、「道路管理改善のための組織」ということですが、「みんなの腕（= ARMS）、ちからで改善しよう」という意味が込められています。

ARMSは、道路管理事務の改善に取り組み、様々な成果を上げてきており、以下では、その活動内容・実績等をご紹介します。

## 2. 実施体制について

ARMSは、「九州地方整備局道路部道路管理事務実務研究会運営要領（以下「要領」という。）」により設けられています。

- (1) 会長は本局道路部路政課長、副会長は路政調整官としています。（要領第3条第2項）
- (2) 本研究会の下に、事務改善の具体的事項の策定及び検討等を実施するため、検討部会（以下「部会」という。）を設置することとしています。（第4条）
- (3) 部会は、3つの部会で組織するものとされています。（第5条）

- ・第一部会 管理業務に関する検討
- ・第二部会 占用業務に関する検討
- ・第三部会 特殊車両業務に関する検討

各部会の業務分担及び部会員についてはあらかじめ決まっていますが、部会員以外の者も参加することができます。

また、各部会は必要に応じ分科会を設置し、さらに詳細に関する検討を行うことができるようにし

ています。

#### (4) 本研究会について

本研究会は、会を統括するとともに、部会から報告があった事務改善に係る事項について審議します。本研究会において決定された事項が管内事務所に連絡されることとなります。(第6条、第8条)

本研究会のメンバーは、前述した会長、副会長に加え、地方整備局本局の担当課長補佐クラス(専門的知識をもって会の運営・発展に従事)及び地方整備局担当事務所の道路管理担当課長クラス(アドバイザーとして参画し、各部会への指導、助言を行う)で構成されています。

#### (5) 部会について

部会のメンバーは、部会長として地方整備局本局の担当係長クラスが任命されており、部会員である担当事務所の道路管理担当課の係長クラス等で構成されています。

部会は、実質的に ARMS の中核となる組織です。ここで各分野における実務上の問題点や、その解決策などが話し合われます。

メンバーが現場の第一線に携わる担当者で構成されていることもあり、現場ならではの課題が提起され、その解決策を皆で共有することにより、地方整備局全体の道路管理に関する課題対処能力の底上げに大変貢献しています。

#### (6) 分科会について

平成 26 年度から新たに要領に盛り込まれた「分科会」は、部会内で別々のテーマを議論する必要が生じた場合等、分科会毎に議論することで、効率的に活動できるようになっておりますが、今年度においては、分科会の開催実績はありません。

### (九州地方整備局道路部道路管理事務実務研究会運営要領)

## 九州地方整備局道路部道路管理事務実務研究会運営要領

### (設置)

第 1 条 九州地方整備局所管の道路管理事務に関わる事務改善を目的として、「九州地方整備局道路部道路管理事務実務研究会(略称:ARMS※)」(以下「研究会」という。)を設置する。

**※ARMS : Amelioration of Road Management System 「道路管理改善のための組織」**

### (目的)

第 2 条 近時における道路管理事務は、道路事業の大規模化、新施設の導入及び地域住民の権利意識の高揚等が相俟って複雑化し、かつ事務量が著しく増加している。このような状況に鑑み、道路管理上必要な事務改善事項を策定及び検討し、事務の一層の合理化、円滑化、簡素化等を積極的に推進することを目的とする。

併せて、道路管理事務従事職員の執務水準の向上はもとより、魅力ある事務を創出する等職場の活性化に寄与するものとする。

### (組織)

第 3 条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は路政課長とし、副会長は路政調整官とする。
- 3 委員は次のとおりとする。
  - ・本局道路部(専門的知識をもって会の発展に尽力する)
    - (1)建設専門官(交通対策課)
    - (2)道路管理課長補佐(管理)

- (3)路政課長補佐（行政）
- ・アドバイザー（各部会への指導、助言を行う）
- (4)道路関係事務所（道路）管理（第一）課長
- ・部会長（各部会を統括し、部会の運営を行う）
- (5)第一部会長
- (6)第二部会長
- (7)第三部会長

（検討部会の設置）

第4条 研究会の下に、事務改善の具体的事項の策定及び検討等を実施するため、検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（部会の組織）

第5条 部会は、第一部会・第二部会及び第三部会の3部会で組織するものとする。

なお、部会長は以下のとおりとする。

- ・第一部会長 路政課行政第二係長
- ・第二部会長 路政課専門員
- ・第三部会長 交通対策課特殊車両係長

2 各部会の業務分担は以下のとおりとし、部会員は別紙のとおりとする。

ただし、その他の者の参加を拒むものではない。

また、各部会は必要に応じ分科会を設置し、検討を行うことを妨げない。

- ・第一部会 管理業務に関する検討を行う
- ・第二部会 占用業務に関する検討を行う
- ・第三部会 特殊車両業務に関する検討を行う

（部会の義務）

第6条 部会で検討した成果は、研究会において報告するものとする。

（事務局）

第7条 研究会及び各部会の円滑な活動を推進するために、本局に事務局を設置する。

2 事務局は、路政課長補佐（行政）を事務局長とし、専門員及び占用担当を事務局員として組織する。

（改善事項の決定）

第8条 事務改善に係る事項は、研究会に諮り決定するものとする。

2 研究会により決定された事務改善に係る事項は速やかに各事務所に連絡するものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が定めるものとする。

（付則）

本要領は、平成7年6月8日から施行する。

平成 9年6月19日改正

平成10年1月27日改正

平成11年2月23日改正

平成13年7月19日改正

平成15年1月21日改正

平成16年7月29日改正

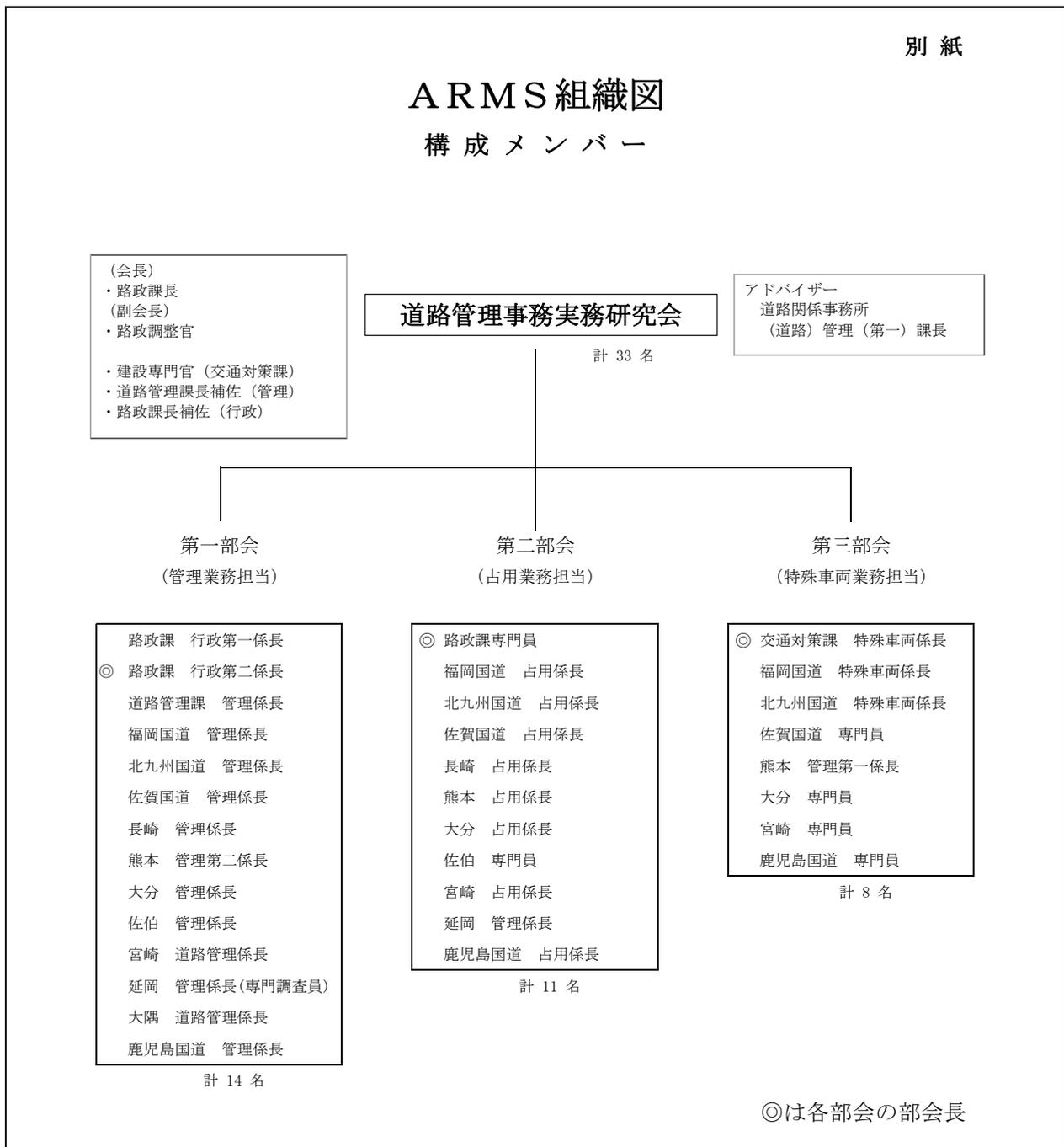
平成17年5月30日改正

平成18年4月20日改正

平成26年3月11日改正

## ARMS組織図

## 構成メンバー



### 3. 活動について

#### (1) 活動の流れ

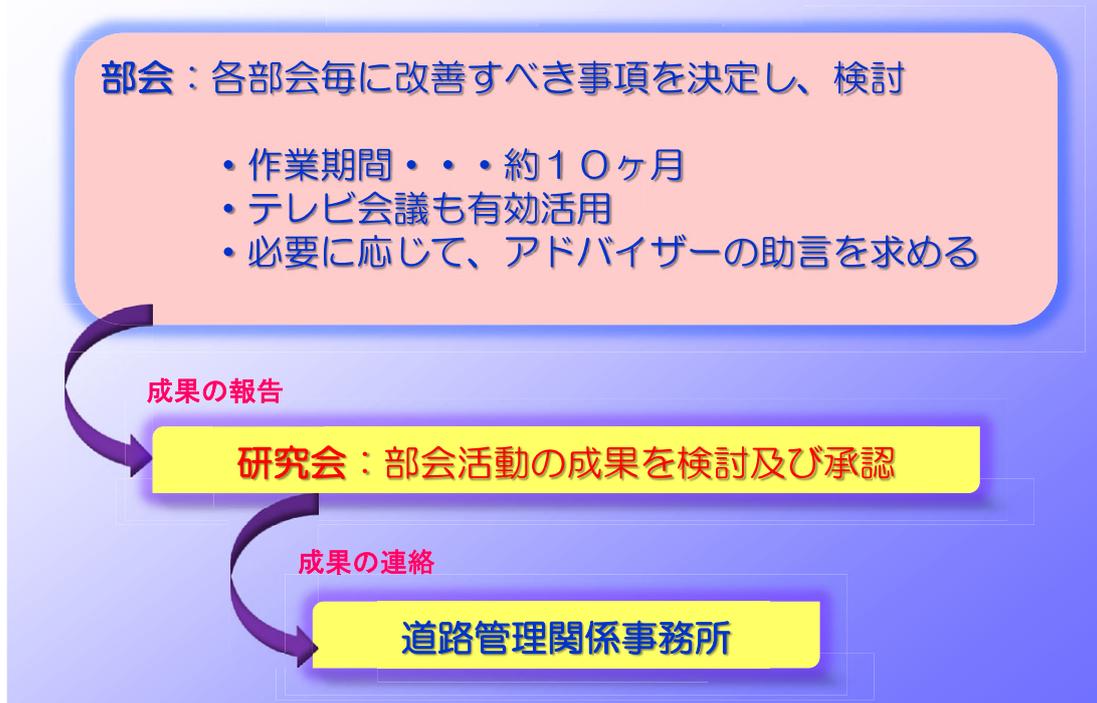
研究会の活動は、各部会毎に行われ、年度当初に事務所から出された要望を基に改善すべきテーマを決め、検討を行います。

検討に当たっては、アドバイザーである道路管理担当課長に助言を求めながら、活動することになっています。

また、会議を開催するに当たり、遠隔地にある事務所担当者の移動に配慮し、適宜テレビ会議の形式を採用しています。

検討結果については、年度末に開催される本研究会に報告され、本研究会での検討・承認を経た後に、関係事務所へ速やかに連絡されることになります。

# ARMS活動の流れ



## (2) 活動実績

平成26年度の各部会の活動テーマは、以下のようになっており、各部会毎に必要な応じ会議を開催しています。

限られた時間内で効率的に議論するため、見直しする箇所や議論したい点については、会議前に集約し議論するようにし、会議の場で解決しない内容については、各自持ち帰って検討し、次回の会議で議論しています。

第一部会・・・「道路区域変更供用開始マニュアル」の見直し

第二部会・・・「道路占用許可事務処理マニュアル」の見直し

第三部会・・・「特車審査マニュアル」等の整理・見直し

## (3) 活動の成果

これまでの活動により得られた成果としては、以下のものが挙げられます。

### ① 各種マニュアルの作成

ARMSでは、現場担当者が業務を効率的にするための一助として、業務分野毎にマニュアルを作成しています。作成した主なものを挙げると、以下のとおりです。

- ・道路区域変更供用開始マニュアル
- ・道路引継マニュアル
- ・道路敷境界確定境界証明マニュアル
- ・不用物件事務処理マニュアル
- ・道路占用許可事務処理マニュアル
- ・特殊車両通行許可事務マニュアル（基礎編、取締実務編、窓口実務編）
- ・管理瑕疵マニュアル
- ・電線共同溝事務手続きマニュアル

- ・電線共同溝（C・C・BOX）
- ・道路法第24条マニュアル
- ・取付交差協議マニュアル
- ・道路損傷事務処理マニュアル
- ・道路巡回マニュアル
- ・管理データベースマニュアル
- ・道路管理事務Q & A
- ・道路管理初心者参考書

これらのマニュアルは、法令・通達のほか、実際に業務において使う各種様式や、実務上の注意点などを一冊にまとめたもので、現場担当者とりわけ道路管理業務に初めて携わる方に重宝されています。

なお、ARMSでは、その後の法令改正や通達発出、現場対応に関する知見の蓄積等をふまえて適宜マニュアルをリニューアルしています。

また、一部のマニュアルを電子データで整備する等、周知の仕方についても工夫を重ねてきています。



## ② 業務に関する最新情報の共有及び事務所間の連携強化

ARMSでは、定期的に同じ分野の各事務所の業務担当者が一堂に会する機会が設けられることとなります。この機会を利用して、本局からは法令改正や新たな通達に関する最新情報を担当事務所に伝達できるほか、事務所が現場で抱えている新たな課題や意見などについて本局が把握することができます。併せて、職員相互のコミュニケーションが図れ、事務所間の連携強化につながっています。

## ③ 担当職員のスキルアップ

ARMSでは、設定されたテーマや業務で生じた課題を部会で話し合うことで、課題処理能力の底上げが図られています。

また、担当職員が常日頃から課題認識や解決方策を念頭に置きながら業務に取り組む姿勢が培われることにもつながっています。

(部会活動の様子)



#### 4. おわりに

ARMS 発足後今日に至るまで、道路管理事務に関して様々な分野で改善が進んできましたが、そののりには決して平坦なものではなく、通常業務に追われ、一部の部会においては活動実績がほとんど無く、研究会の存在意義が薄れ、廃止寸前の時期もありました。

そのため、平成 25 年度末に研究会の要領を見直し、組織を 5 部会編成から 3 部会編成とし、部会構成メンバーを集約化しました。

また、事務所においては多岐に亘る業務を独りで担当している場合があるため、特定の部会に所属する場合であっても他部会に参加できるように規定を加筆修正しました。

さらに、各部会の長を本局担当係長に集約することで、部会をより機動的に、かつ、積極的に運営ができるようにしました。

以上の見直しを通じて、今後の道路管理事務の改善が一層図られ、推進されていく仕組みにしたところです。

道路管理に携わる職員を取り巻く環境が今後も変化していく中、「道路管理事務改善への取り組み」は、より一層重要性を増すものであり、今後も本局と事務所が一体となり、研究会を更に発展させ、事務の改善を進めていきたいと考えています。

なお、本稿に対するご質問、お問い合わせ等につきましては、九州地方整備局道路部路政課までお願いします。

TEL 092(471)6331 (内線4176)